

令和6年度 東京都福祉人材関連施策

子供・子育て支援部所管
(保育・児童人材)

○子供・子育て支援部所管(保育・児童人材) 掲載事業

事業名				所管部署
1	拡充	【人材確保等】	保育人材確保事業 ①保育士就職支援研修・就職相談会、②保育士就職支援セミナー・職場体験実習、③保育人材コーディネーターの配置による就職支援等、④保育事業者向け経営管理研修(事業者セミナー)、⑤次世代の保育人材確保(高校生向け保育の仕事体験)、⑥東京労働局との新たな連携施策、⑦社会保険労務士による定着支援、⑧保育士養成施設への入学者確保に向けた取組、⑨潜在保育士向けガイドブックの配布・普及、⑩保育の魅力発信事業	保育支援課保育人材担当
2		【人材確保等】	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業 (職員の資質向上・人材確保等研修事業(新規卒業者の確保、就業継続支援事業))	保育支援課保育人材担当
3		【人材確保等】	保育対策総合支援事業費補助金 保育人材等就職・交流支援事業(保育人材等就職支援事業)	保育支援課保育人材担当
4		【人材確保等】	保育人材確保支援事業	保育支援課保育人材担当
5		【人材確保等】	ベビーシッター利用支援事業(うち、居宅訪問型保育者養成のみ)	保育支援課民間保育援助担当
6		【人材確保等】(貸付)	未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業【貸付事業】	保育支援課保育人材担当
7		【人材確保等】(貸付)	未就学児をもつ保育士の子供の預かり支援事業利用料金の一部貸付け【貸付事業】	保育支援課保育人材担当
8		【人材確保等】(貸付)	潜在保育士の再就職支援事業【貸付事業】	保育支援課保育人材担当
9		【保育士資格取得支援】	保育従事職員資格取得支援事業	保育支援課保育人材担当
10		【保育士資格取得支援】	子供家庭支援区市町村包括補助事業 (現任保育従事職員資格取得支援事業)	保育支援課保育人材担当
11		【保育士資格取得支援】 (貸付)	保育士修学資金貸付事業【貸付事業】	保育支援課保育人材担当
12		【保育士業務負担軽減+ 保育士資格取得】(貸付)	保育補助者雇上支援事業【貸付事業】	保育支援課保育人材担当
13		【保育士業務負担軽減】	子供家庭支援区市町村包括補助事業 (地域における保育人材就労サポート事業)	保育支援課保育人材担当
14	拡充	【保育士業務負担軽減】	保育対策総合支援事業費補助金(保育体制強化事業)	保育支援課保育助成担当 保育支援課地域保育担当
15	拡充	【保育士業務負担軽減】	保育対策総合支援事業費補助金(保育補助者雇上強化事業)	保育支援課保育助成担当
16		【保育士業務負担軽減】	保育所等デジタル化推進事業	保育支援課保育助成担当
17		【巡回支援等】	子供家庭支援区市町村包括補助事業 (保育従事職員等職場定着支援)	保育支援課保育人材担当
18		【巡回支援等】	保育対策総合支援事業費補助金 (保育士や保育事業者への巡回支援事業)	保育支援課保育人材担当
19		【巡回支援等】	子ども・子育て支援交付金(国事業+都拡充) (多様な事業者の参入促進・能力活用事業)	保育支援課地域保育担当 保育支援課認定こども園担当
20		【巡回支援等】	保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業	保育支援課保育計画担当

事業名				所管部署
21		【研修支援】	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業 (職員の資質向上・人材確保等研修事業(保育の質の向上のための研修等事業))	保育支援課保育人材担当
22	拡充	【研修事業】	認証保育所等研修事業	保育支援課認証保育所担当 保育支援課民間保育援助担当 保育支援課地域保育担当
23		【研修事業】	保育士等キャリアアップ研修支援事業	保育支援課保育人材担当
24	拡充	【キャリアアップ】	東京都保育士等キャリアアップ補助	保育支援課保育助成担当
25		【宿舍借り上げ】	保育従事職員宿舍借り上げ支援事業	保育支援課保育人材担当
26	拡充	【サービス推進】	保育サービス推進事業・保育力強化事業	保育支援課保育助成担当
27	拡充	【研修支援】	子供家庭支援区市町村包括補助事業 (研修参加代替職員確保補助事業)	保育支援課保育助成担当
28	拡充	【子育て支援員】	子育て支援員研修	企画課子供・子育て支援担当
29		【養成施設に対する支援】	保育士養成施設に対する就職促進支援事業	保育支援課保育人材担当
30		【その他】	子供家庭支援区市町村包括補助事業 (地域における保育力アップ推進事業)	保育支援課保育人材担当
31	拡充	【人材確保等】	児童養護施設等職員宿舍借り上げ支援事業	育成支援課児童施設担当
32		【研修事業】	社会的養護処遇改善加算対応研修委託事業	育成支援課児童施設担当
33		【研修事業】	児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業	育成支援課児童施設担当
34		【人材確保等】	児童養護施設等体制強化事業	育成支援課児童施設担当
35	新規	【業務負担軽減等】	児童養護施設等における業務負担軽減のためのICT化推進事業	育成支援課児童施設担当

※記載内容は、国の動向等により変動することがある。

【事業の個別説明】(保育人材)

1	事業名	保育人材確保事業	拡 充
	事業開始	平成21年度	
	実施主体	東京都 (①～⑦社会福祉法人東京都社会福祉協議会へ委託)(⑧～⑩民間企業へ委託)	
	対象	保育士有資格者等	
	事業内容(目的・概要等)	①保育士就職支援研修・就職相談会 保育士OBなどの保育士有資格者等を発掘するため、保育現場の最新情報に関する研修、就職相談、求人求職情報等の情報提供を一体的・効果的に行う保育士就職支援研修を実施する。 【年6回・600名(1回あたり受講者100名程度)】 ②保育士就職支援セミナー・職場体験実習 保育所勤務未経験者やブランクの長い保育士有資格者等を対象に、就職に必要な知識を習得するための講座(就職支援セミナー(座学))を開講するとともに、受講者ニーズに応じた日数選択制の職場体験実習(認可・認証保育所等)を実施する。 【座学:年7回・280名(1回あたり受講者40名程度)、現場実習:70名(1回あたり受講者10名程度)】 ③保育人材コーディネーターの配置による就職支援等 求人情報の把握、求職者のニーズにあった就職先の提案等のコーディネートを行い、保育現場への就職から職場定着までを支援する。また、現役保育士や保育所、保育士資格取得予定者等から相談対応を行うなど、保育人材・保育所に対する支援を行う。 ④保育事業者向け経営管理研修(事業者セミナー) 潜在保育士雇用にあたっての施設側の留意点や改善点、現役保育士を育成・定着させるためのノウハウ等、保育事業者向けの経営管理研修をオンラインで実施する。 【年3回・600名(1回あたり受講者200名程度)】 ⑤次世代の保育人材確保(高校生向け保育の仕事体験) 保育士を目指す、又は、保育の仕事に興味を持っている都内の高校生を対象とした保育施設での職場体験を行い、保育士の仕事への理解・興味を深める。 【受入数1,500名】 ⑥東京労働局との新たな連携施策 ハローワーク求職者の同意に基づき、求職者情報の共有を図り、都の研修や就職相談会等の情報発信などを行う。 ⑦社会保険労務士による定着支援 社会保険労務士による対面・双方向での講座を開講し、保育事業者から挙げられた課題を踏まえ、課題解決の糸口を見出し、職場環境の整備を進め、職員の定着を目指す。 【年1回・20法人】 ⑧保育士養成施設への入学者確保に向けた取組 都内の高校生を対象に、保育の仕事の魅力発信に加え、保育士養成施設による体験授業等を一体的に行うイベントを開催する。 ⑨潜在保育士向けガイドブックの配布・普及 潜在保育士が抱えている不安を取り除き、再び保育士として働くことを具体的にイメージしてもらうことを目的としたガイドブックの配布・普及を行い、潜在保育士の再就業を促進する。 ⑩保育の魅力発信事業 保育に特化した常設のプラットフォームで継続して、保育の魅力やそのやりがい等について情報を発信する。	
	6年度予算見積額	106,835千円	
	4年度実績(区市町村等)	保育士就職支援研修・就職相談会(年4回+オンライン1回)、保育士就職支援セミナー・職場体験実習(年7回)、事業者セミナー(年3回)など	
	その他	—	
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育人材担当	

【事業の個別説明】(保育人材)

2	事業名	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業 職員の資質向上・人材確保等研修事業(新規卒業者の確保、就業継続支援事業)
	事業開始	—
	実施主体	国から区市町村に対する補助【補助率】国1/2、区市町村1/2
	対象	①養成施設在学生・職員等、②保育所等の経営者及び管理者等、③潜在保育士、保育所等の経営者及び管理者
	事業内容(目的・概要等)	保育士の人材確保を図るため、指定保育士養成施設の学生等や保育所等に勤務していない保育士資格を有する者に対し、就職促進のための研修等を実施することにより、保育人材を安定的に確保する。 ●事業内容 ①指定保育士養成施設の学生等に対する就職説明会、②保育所等の経営者・管理者や保育士に対する就業継続支援研修、③潜在保育士の再就職を支援する研修 ●補助基準額 基準額の設定なし ●負担割合 国1/2、区市町村1/2 ●その他 教材等に係る実費相当部分、研修会場までの旅費及び宿泊費等については受講者等が負担
	6年度予算見積額	—
	4年度実績(区市町村等)	—
	その他	「保育人材確保支援事業(H30都事業開始)」により、区市町村の負担軽減あり(区市町村負担1/2⇒1/4へ)
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育人材担当

3	事業名	保育対策総合支援事業費補助金 保育人材等就職・交流支援事業(保育人材等就職支援事業)
	事業開始	平成29年度
	実施主体	国から区市町村に対する補助【補助率】国1/2、区市町村1/2
	対象	区市町村における保育人材確保に関する事業 (潜在保育士の再就職支援、新卒の人材確保・就業継続支援)
	事業内容(目的・概要等)	新規資格取得者の確保、就業継続支援、離職者の再就職支援など、関係機関と連携の上、市町村が主体となって実施する保育人材確保に関する取組に要する費用の一部を補助する。 ●事業内容 ①指定保育士養成施設の学生等に対するインターンシップ等の機会の提供、②高校生及び中学生に対する保育の職場体験や普及啓発活動、③就職相談会の開催等による求人情報の提供、④潜在保育士等に対するマッチング支援、⑤就職支援コーディネーターの配置、⑥職場定着を支援するための研修等の実施、⑦その他 ●補助基準額 1区市町村当たり11,731千円 ※待機児童対策協議会における「保育人材の確保に関するKPI」を設定・見える化した場合、自治体当たり4,000千円を加算 ●負担割合 国1/2、区市町村1/2
	6年度予算見積額	—
	4年度実績(区市町村等)	—
	その他	「保育人材確保支援事業(H30都事業開始)」により、区市町村の負担軽減あり(区市町村負担1/2⇒1/4へ)
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育人材担当

【事業の個別説明】(保育人材)

4	事業名	保育人材確保支援事業
	事業開始	平成30年度
	実施主体	区市町村に対する補助【補助率】1/4
	対象	—
	事業内容(目的・概要等)	保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材を確保するため、新規資格取得者の確保、就業継続支援、離職者の再就職など、区市町村が実施主体となつて行う保育人材の確保・定着に関する取組に要する費用の一部を補助する。 ●国補助事業である2事業への継ぎ足し補助 (1)保育対策総合支援事業費補助金 (保育人材等就職支援事業) (2)子ども・子育て支援体制整備総合推進事業 (新規卒業者の確保、就業継続支援事業) ●補助基準額 1区市町村当たり11,668千円 ※待機児童対策協議会における「保育人材の確保に関するKPI」を設定・見える化した場合、自治体当たり4,000千円を加算 ●負担割合:国1/2、都1/4、区市町村1/4 ※上記(1)及び(2)の国補助事業は、国から区市町村への直接補助(国1/2、区市町村1/2)であるが、別途本事業により、都が1/4補助を行うことにより、区市町村の負担を1/2から1/4に軽減する。
	6年度予算見積額	18,100千円
	4年度実績(区市町村等)	16区市町村
	その他	別途、「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業(国事業)」である新規卒業者の確保、就業継続支援事業」や「保育対策総合支援事業費補助金(国事業)」である保育人材等就職支援事業」への申請が必要
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育人材担当

5	事業名	ベビーシッター利用支援事業(うち、居宅訪問型保育者養成のみ)
	事業開始	平成30年度
	実施主体	東京都が委託して実施
	対象	—
	事業内容(目的・概要等)	待機児童の保護者、育児休業を1年間取得し復職した保護者、夜間帯保育を必要とする保護者、一時的に保育を必要とする保護者等が、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料等の一部を助成するとともに、居宅訪問型保育者の養成を実施する。また、保育の質向上に取り組む事業者を支援する。 ●事業内容 ①待機児童の保護者、育児休業満了者及び夜間帯保育を必要とする保護者への助成 ②区市町村が①の利用者に対し、ベビーシッター事業者から請求される交通費実費の助成を行う場合、経費の一部を補助 ③区市町村が、日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育が必要になった保護者や、ベビーシッターと一緒に育児を行う共同保育を必要とする保護者に対し、本事業の参画事業者として認定を受けたベビーシッター事業者による保育を提供する場合、経費の一部を補助 ④居宅訪問型保育者養成のための研修 ⑤事業者による巡回やWebカメラの設置により、保育の質向上に取り組む事業者を支援 ●補助額等 ①事業者が2,460円/時を上限に設定する利用料のうち、本人負担額150円/時を除いた額。ただし、早朝・夜間利用時は400円/時、深夜利用時は800円/時を加算。②2万円/月 ③2,500円/時(夜間帯利用の場合3,500円/時) ④都が委託実施 ⑤巡回支援に要する人件費:2,000/時、巡回支援に要する交通費:1,000円/回、ウェブカメラ機器:37,000円/台、クラウド録画費用:8,000円/月 ●負担割合 ①待機児童:都7/8、区市町村1/8 育児休業満了者:都10/10 夜間帯保育を必要とする保護者:都2/3、区市町村1/3 ②都1/2、区市町村1/2 ③都10/10 ④都が委託実施 ⑤都10/10
	6年度予算見積額	22,156千円
	4年度実績(区市町村等)	—
	その他	—
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課民間保育援助担当

【事業の個別説明】(保育人材)

6	事業名	未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業【貸付事業】
	事業開始	平成28年度
	実施主体	社会福祉法人東京都社会福祉協議会
	対象	—
	事業内容(目的・概要等)	潜在保育士等が保育所等への復帰にあたり、当該保育士の子供を保育所等へ入所させた場合に、その保育料の一部について貸し付けを行うことにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。 ●未就学児をもつ保育士で、以下のいずれかに該当し、週20時間以上保育士として勤務する者①東京都内の復帰対象施設等に勤務を開始した者、②東京都内の復帰対象施設等に雇用され、産後休暇又は育児休業から復帰した者(連帯保証人等諸条件あり) ●復帰対象施設等:認可保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園(預かり保育常時実施など条件有)、認定こども園、認証保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、特例保育、認可外保育施設(地方単独保育施策に限る)、企業主導型保育事業 ●貸付内容等:①貸付額 保育料の1/2(月額27,000円上限)、②貸付期間 保育士が勤務する期間(最長1年間貸付) ●返還免除:復帰対象施設等において引き続き2年間、業務に従事した場合など
	6年度予算見積額	—
	4年度実績(区市町村等)	—
	その他	令和6年度以降の受付は、改めて周知予定。
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育人材担当

7	事業名	未就学児をもつ保育士の子供の預かり支援事業利用料金の一部貸付け【貸付事業】
	事業開始	平成29年度
	実施主体	社会福祉法人東京都社会福祉協議会
	対象	—
	事業内容(目的・概要等)	保育所等に勤務する未就学児を持つ保育士について、勤務時間(早朝または夜間)により、自身の子供の預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部について貸付けを行う。 ●対象施設又は事業に雇用されている保育士で以下の要件を満たす者①未就学児を持ち、対象施設又は事業を利用している者②対象施設又は事業における勤務の時間帯により、子供の預かり支援に関する事業を利用する必要がある者(連帯保証人等諸条件あり) ●対象施設等:未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業と同様 ●貸付内容等:①貸付額:ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業その他の子供の預かり支援に関する事業を利用した料金の半額(123,000円以内(年額))、②貸付期間:保育士が勤務する期間(最長2年間貸付) ●返還免除:復帰対象施設等において引き続き2年間、業務に従事した場合など
	6年度予算見積額	—
	4年度実績(区市町村等)	—
	その他	令和6年度以降の受付は、改めて周知予定。
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育人材担当

【事業の個別説明】(保育人材)

8	事業名	潜在保育士の再就職支援事業【貸付事業】
	事業開始	平成28年度
	実施主体	社会福祉法人東京都社会福祉協議会
	対象	—
	事業内容(目的・概要等)	潜在保育士の再就職支援として、再就職に当たり必要な費用を貸し付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。 ●以下の①～③のすべての要件を満たす者(連帯保証人等諸条件あり) ①保育士養成施設の卒業若しくは保育士試験の合格から1年以上経過している、②対象施設・事業を離職した又は勤務経験がない(対象施設:認可保育所、幼保連携型認定こども園、認証保育所、地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業)、幼稚園)、③新たに東京都内の復帰対象施設等※において保育士として週20時間以上の勤務を開始。 ●復帰対象施設等:未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業と同様 ●貸付内容等:就職準備金40万円以内(1人1回限り) ●返還免除:復帰対象施設等において引き続き2年間、業務に従事した場合など
	6年度予算見積額	—
	4年度実績(区市町村等)	—
	その他	令和6年度以降の受付は、改めて周知予定。
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育人材担当

9	事業名	保育従事職員資格取得支援事業
	事業開始	平成25年度
	実施主体	区市町村への補助【補助率10/10】
	対象	認可保育所、認定こども園、認証保育所、家庭的保育者、小規模保育、事業所内保育、その他区市町村が認める認可外保育施設等
	事業内容(目的・概要等)	保育士資格を有していない保育従事者等への保育士養成施設の受講や保育士試験による資格取得を支援することにより、保育人材の確保に取り組む事業者への支援を行う区市町村に対し補助を行う。 【東京都現任保育従事職員資格取得支援事業】 ●負担割合:国1/2、都1/2・10/10 ●対象経費の半分を補助対象 ア 養成施設卒業による資格取得の場合:上限300千円 イ 保育士資格取得特例制度による資格取得の場合:上限100千円等 ●代替職員雇上費 1日当たり7,440円 【東京都保育士試験による資格取得支援事業】 ●負担割合:国1/2、都1/2・10/10 ●対象経費の半分を補助対象 保育士試験受験のための学習に要した費用(通信・通学):上限150千円
	6年度予算見積額	1,667千円
	4年度実績(区市町村等)	現任保育従事職員資格取得支援事業(令和4年度 2区1市) 保育士試験による資格取得支援事業(令和4年度 3区2市)
	その他	保育対策総合支援事業費補助金を活用
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育人材担当

【事業の個別説明】(保育人材)

10	事業名	子供家庭支援区市町村包括補助事業 (現任保育従事職員資格取得支援事業)
	事業開始	平成25年度
	実施主体	区市町村への補助【補助率1/2】
	対象	認可保育所、認定こども園、認証保育所、家庭的保育者、小規模保育、事業所内保育、その他区市町村が認める認可外保育施設等
	事業内容(目的・概要等)	保育士資格を有していない保育従事者への保育士試験による資格取得にかかる経費を支援することにより、保育士の確保や保育従事職員の専門性を高め、保育サービスの質の向上を目指す。 【現任保育従事職員資格取得支援事業】 ●負担割合:都1/2、区市町村1/2 ●対象経費の半分を補助対象 保育士試験による資格取得に要した費用:上限50千円 対象経費は、教材費(独学)、受験料、講習会を開催した場合の諸経費等
	6年度予算見積額	子供家庭支援区市町村包括補助事業
	4年度実績(区市町村等)	13区3市(事前協議)
	その他	—
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育人材担当

11	事業名	保育士修学資金貸付事業【貸付事業】
	事業開始	平成25年度
	実施主体	社会福祉法人東京都社会福祉協議会
	対象	—
	事業内容(目的・概要等)	保育士養成施設(以下、養成施設という)に在学する方に、修学資金を貸付けて修学を容易にすることにより、保育士の養成・確保に資することを目的とする。 ●対象者:指定保育士養成施設に入学した者で、次のすべてを満たす者 ①都内に住民登録している、又は都内の養成施設(通信制は除く)に在学している、②学業が優秀である、③家庭の経済状況等から、真に本修学資金の貸付けが必要と認められる、④他県が実施する保育士修学資金を借受けていない、⑤卒業後、5年以上都内の指定施設にて保育士業務に従事する意思を有する等 ●貸付額:月額5万円以内、総額120万円以内、入学準備金・就職準備金:各20万円以内(希望者のみ)※その他、条件を満たす場合は生活費加算 ●返還免除:保育士養成施設卒業後、都内の保育所等で引き続き5年間、保育業務に従事した場合など
	6年度予算見積額	—
	4年度実績(区市町村等)	—
	その他	指定保育士養成施設を通じた周知
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育人材担当

【事業の個別説明】(保育人材)

12	事業名	保育補助者雇上支援事業【貸付事業】
	事業開始	平成28年度
	実施主体	社会福祉法人東京都社会福祉協議会
	対象	—
	事業内容(目的・概要等)	保育士の負担軽減及び離職防止を図るために、保育補助者の雇上げを行う保育事業者に対し、雇上げに必要な費用の貸付けを行う。 ●いずれかの要件を満たす都内の対象施設・事業者:①新たに保育補助者を雇用する場合、②すでに保育補助者を雇用しており、要件を満たす場合、③特に保育士の業務負担軽減に資する取組みを行っている場合 ●対象施設・事業者:認可保育所及び幼保連携型認定こども園(区市町村が運営する施設を除く。)、小規模保育事業、事業所内保育事業、認証保育所、企業主導型保育事業 ●保育補助者(以下のすべてを満たす者):①保育士資格取得を目指す者、②保育に関する40時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると認める者(受講は勤務開始後でも可) ●貸付内容等:①貸付額 1か所当たり2,953,000円以内(年額)ただし、一定の要件を満たした場合は、5,168,000円以内(年額)、②貸付期間 保育補助者が勤務する期間(最長3年間貸付)、③貸付条件 具体的な勤務環境改善計画に基づく保育士の勤務環境を改善。④対象経費 保育補助者の給与等 ●返還免除:雇上対象施設等において従事し、かつ、貸付期間中に保育士資格を取得した場合など
	6年度予算見積額	—
	4年度実績(区市町村等)	—
	その他	令和6年度以降の受付は、改めて周知予定。
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育人材担当

13	事業名	子供家庭支援区市町村包括補助事業 (地域における保育人材就労サポート事業)
	事業開始	令和2年度
	実施主体	区市町村への補助 【補助率1/2】
	対象	—
	事業内容(目的・概要等)	保育士の負担軽減を目的として、保育所等において保育補助者や保育に係る周辺業務に従事する人材を確保するため、就労にあたって必要となる知識の付与や就職のサポート等に取り組む区市町村を支援する。 ●対象対象経費:保育所等での就労にあたって必要な講習、保育の実践的な技術を学ぶ実習、保育分野におけるキャリア形成に関する相談会、保育事業者との就職面接会、その他地域の実情に応じた人材確保に向けた取組等の実施に要する経費 ●補助基準額:1区市町村当たり3,000千円 ●負担割合:都1/2、区市町村1/2
	6年度予算見積額	子供家庭支援区市町村包括補助事業
	4年度実績(区市町村等)	1区
	その他	—
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育人材担当

【事業の個別説明】(保育人材)

14	事業名	保育対策総合支援事業費補助金 (保育体制強化事業)	拡 充
	事業開始	平成26年度	
	実施主体	区市町村への補助 【補助率】都3/4、区市町村1/4	
	対象	—	
	事業内容(目的・概要等)	地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材(以下「保育支援者」という。)を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時や特に見守り等が必要な時間帯の安全管理を図ることを目的とする。 ●補助対象施設・事業 私立保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業(小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業)、幼稚園型認定こども園、認証保育所及び家庭的保育事業(都制度) ※ただし、幼稚園型認定こども園は、雇用対象者の業務内容のうち(2)及び(3)のみ実施 ●雇用対象者の業務内容 (1)保育支援者の配置 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃、給食の配膳・あとかたづけ、寝具の用意・あとかたづけ等、保育士の負担軽減に資する業務 (2)児童の園外活動時の見守り等 散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の安全確認等 (3)スポット支援員の配置 保育支援者の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援 ●補助基準 1施設当たり月額100千円 ※保育支援者が園外活動の見守りを行う場合 月額145千円 ※安全管理に知見を有する者(キッズガード)として区市町村が認めた者に謝金を支払う場合又は委託する場合 月額45千円 ※スポット支援の配置 月額45千円	
	6年度予算見積額	699,432千円	
	4年度実績(区市町村等)	—	
	その他	—	
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育助成担当 子供・子育て支援部保育支援課地域保育担当	

【事業の個別説明】(保育人材)

15	事業名	保育対策総合支援事業費補助金 (保育補助者雇上強化事業)	拡 充
	事業開始	平成28年度	
	実施主体	区市町村への補助 【補助率】都7/8、区市町村1/8	
	対象	—	
	事業内容(目的・概要等)	短時間勤務の保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者(保育補助者)を雇い上げるにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行う。 ●補助対象施設:認可保育所(地方公共団体が運営するものを除く。)、幼保連携型認定こども園(地方公共団体が運営するものを除く。)、小規模保育事業者(給付費の支給の算定対象となる者を除く。)、事業所内保育事業者(給付費の支給の算定対象となる者を除く。)、企業主導型保育事業を行う者、家庭的保育事業者(給付費の支給の算定対象となる者を除く。)、認証保育所、家庭的保育事業者(都制度) ●雇用対象者:保育補助者は、以下の①または②の要件を満たすこと。 ①保育士資格を有していないこと ※保育に関する40時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると実施主体が認めた者であること ②現に保育士として就業していない保育士 ※補助対象期間は1年を限度 ●補助基準額:定員が121人未満の施設の場合 1か所当たり年額 2,338千円 定員が121人以上の施設の場合 1か所当たり年額 4,676千円	
	6年度予算見積額	826,680千円	
	4年度実績(区市町村等)	—	
	その他	—	
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育助成担当	

16	事業名	保育所等デジタル化推進事業	
	事業開始	平成29年度	
	実施主体	区市町村への補助 【補助率】都1/2(区市町村の補助率は補助内容により異なる)	
	対象	—	
	事業内容(目的・概要等)	①保育所等における保育士の業務において負担となっている書類作成等の業務につき、ICT化推進のための保育業務支援システムの導入に必要な費用の一部を補助することで、保育士の業務負担の軽減を図る。 ●補助対象:新規施設のみ ●補助基準額:1施設当たり200万円 ●負担割合:都1/2、区市町村1/4 ②保育業務支援システムを活用した業務改善を推進するため、区市町村が保育所等のICT支援を行う場合の必要経費(ICT支援業務委託に係る経費)を補助する。 ●対象施設:保育業務支援システムの導入を検討している施設及びシステム導入後、支援を希望する施設 ●補助基準額:1自治体当たり1,000万円 ●負担割合:都1/2、区市町村1/2	
	6年度予算見積額	14,685千円	
	4年度実績(区市町村等)	12区3市	
	その他	—	
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育助成担当	

【事業の個別説明】(保育人材)

17	事業名	子供家庭支援区市町村包括補助事業 (保育従事職員等職場定着支援事業)
	事業開始	平成28年度
	実施主体	区市町村への補助 【補助率】都1/2、区市町村1/2
	対象	—
	事業内容(目的・概要等)	区市町村が保育所等運営事業者や保育所等職員に対して、専門員(保育所OB・OGなど事業経験者、臨床心理士や公認会計士など)による巡回支援等により、相談・助言・支援等を行い保育従事職員等の定着・離職防止を図る。 ●対象:保育所等・保育事業者(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、認証保育所など、区市町村が必要と認める施設・事業) ●実施要件:区市町村が保育所等運営事業者や保育所等職員に対して、専門員(保育所OB・OGなど事業経験者、臨床心理士や公認会計士など)による巡回支援等により、相談・助言・支援等を行い保育従事職員等の定着・離職防止を図る。 ●補助基準額:1施設当たり年額400千円(上限額 年額5,200千円) ●負担割合:都1/2、区市町村1/2
	6年度予算見積額	子供家庭支援区市町村包括補助事業
	4年度実績(区市町村等)	2区1市
	その他	—
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育人材担当

18	事業名	保育対策総合支援事業費補助金 (保育士や保育事業者への巡回支援事業)
	事業開始	平成28年度
	実施主体	国から区市町村に対する補助 【補助率】国1/2、区市町村1/2
	対象	—
	事業内容(目的・概要等)	保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育所等に勤務する経験年数の短い保育士(勤務経験が5年以内の保育士)や保育所等に再就職して間もない保育士(再就職後5年以内の保育士)及び保育事業者を対象とした巡回相談を行うことにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。 (1)若手保育士への巡回支援事業 若手保育士のスキルアップや保護者への適切な対応方法等に関する助言又は指導を行うため、保育士支援アドバイザーによる巡回相談の実施 ●補助基準額:1自治体当たり4,064千円 ●負担割合:国1/2、区市町村1/2 (2)保育事業者への巡回支援事業 保育所等における保育人材の離職の防止を図るとともに、保育の質の向上を図るため、保育所等の事業者に対し、保育所等における勤務環境の改善に関することや保育の質の向上に関する助言又は指導を行うため、保育事業者支援コンサルタントの配置による保育所等への巡回相談の実施 ●補助基準額:1自治体当たり4,064千円 ●負担割合:国1/2、区市町村1/2
	6年度予算見積額	—
	4年度実績(区市町村等)	—
	その他	—
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育人材担当

【事業の個別説明】(保育人材)

19	事業名	子ども・子育て支援交付金(国事業＋都拡充) (多様な事業者の参入促進・能力活用事業)
	事業開始	平成26年度
	実施主体	区市町村への補助
	対象	—
	事業内容(目的・概要等)	【新規参入施設等への巡回支援】 ●事業内容:区市町村が教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者(例:保育士経験者等)を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する事業 ●対象施設:国事業(保育所、小規模保育事業、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業(一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業など)に新規参入する事業者)、都事業(認証保育所、家庭的保育事業(都)、定期利用保育事業に新規参入事業者) ●補助基準額:1施設当たり年額400千円 ●負担割合:国1/3、都1/3、区市町村1/3(国事業) 都1/2、区市町村1/2(都事業) 【認定こども園特別支援教育・保育経費】 ●事業内容:健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業 ●対象施設:健康面、発達面において特別な支援が必要な子どもが2人以上在籍する私立認定こども園であって、国の定める要件を満たす子どもの教育・保育を担当する職員を加配する施設 ●補助基準額:対象障害児1人当たり月額65,300円 ●負担割合:国1/3、都1/3、区市町村1/3 【地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動事業の利用支援】 ●事業内容:地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する事業 ●補助基準額:対象児童1人当たり月額20,000円 ●負担割合:国1/3、都1/3、区市町村1/3
	6年度予算見積額	55,600千円
	4年度実績(区市町村等)	—
	その他	—
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課地域保育担当、認定こども園担当

20	事業名	保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業
	事業開始	平成29年度 (当初予算は平成30年度から)
	実施主体	区市町村への補助
	対象	—
	事業内容(目的・概要等)	保育所等の質の確保・向上のため、巡回支援指導員を配置し、保育所等がそれぞれ遵守・留意すべき基準の遵守状況や、重大事故の発生しやすい場面や事故防止の取組、事故発生時の対応や園外活動等における安全対策に関する助言又は指導等の巡回支援指導を行うのに必要な費用(報酬、旅費、需用費、役務費等)の一部を補助する。 ●補助率:国1/2 都1/4 区市町村1/4 ●補助基準額:巡回支援指導員1人当たり4,062千円
	6年度予算見積額	377,986千円
	4年度実績(区市町村等)	19区6市
	その他	保育対策総合支援事業費補助金を活用
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育計画担当

【事業の個別説明】(保育人材)

21	事業名	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業 職員の資質向上・人材確保等研修事業(保育の質の向上のための研修等事業)
	事業開始	—
	実施主体	国から区市町村に対する補助 【補助率】国1/2、区市町村1/2
	対象	—
	事業内容(目的・概要等)	保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、保育の質の向上を図るための研修の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。 ●対象者:①保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業所、認可外保育施設等に勤務する保育士又は保育教諭、②保育所等に勤務する保育士以外(看護師、調理員、事務職員等)の職員、③保育所等に就労していない保育士資格を有する者 ●実施内容:保育所が独自に外部の研修に参加する形で実施される研修、保育士初任者や中堅保育士が参加して、保育の基礎知識などを受講するフォローアップ研修、区市町村が認める団体が実施する研修等 ●負担割合:国1/2、区市町村1/2
	6年度予算見積額	—
	4年度実績(区市町村等)	—
	その他	—
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育人材担当

22	事業名	認証保育所等研修事業	拡 充
	事業開始	—	
	実施主体	東京都が委託して実施	
	対象	—	
	事業内容(目的・概要等)	認証保育所等の質の確保・向上を図るため、認証保育所施設長及び中堅職員、家庭的保育者、病児・病後児保育研修、病児・病後児(訪問型)保育研修、認可外保育施設職員テーマ別等の研修を実施する。 1 認証保育所施設長研修 2 認証保育所中堅職員研修 3 家庭的保育者研修 4 病児・病後児保育研修 5 病児・病後児(訪問型)保育研修 6 認可外保育施設職員テーマ別研修	
	6年度予算見積額	28,834千円	
	4年度実績(区市町村等)	—	
	その他	—	
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課認証保育所担当、民間保育援助担当、地域保育担当	

【事業の個別説明】(保育人材)

23	事業名	保育士等キャリアアップ研修支援事業
	事業開始	平成30年度
	実施主体	東京都、東京都が指定した研修実施機関
	対象	東京都が指定した研修実施機関
	事業内容(目的・概要等)	技能・経験を積んだ職員に対する国の処遇改善等加算Ⅱの要件である保育士等キャリアアップ研修について、研修及び研修を実施する研修機関を指定して研修を実施するとともに、指定研修実施機関に対して研修開催に要する経費の一部を補助する。 ●補助基準額:研修1回あたり ・区市町村以外の指定研修実施機関 1,050千円～1,400千円 ・区市町村 800千円 ●負担割合: ・区市町村以外の指定研修実施機関 国1/2、都1/2 ・区市町村 国1/2、都1/4、区市町村1/4
	6年度予算見積額	1,239,231千円
	4年度実績(区市町村等)	10区3市
	その他	—
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育人材担当

24	事業名	東京都保育士等キャリアアップ補助	拡 充
	事業開始	平成27年度	
	実施主体	東京都・区市町村	
	対象	—	
	事業内容(目的・概要等)	保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに取り組む事業者を支援し、保育士の確保・定着を図り、保育サービスの向上を図る。 ●補助対象事業 認可保育所(社会福祉法人等)、認定こども園(全類型。ただし、1号認定を除く。)、認証保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業(国制度・都制度)、居宅訪問型保育事業、定期利用保育事業(一時施設・専門施設のみ)及び一時預かり事業(緊急一時預かり)、病児保育事業(病児対応型・病後児対応型)、企業主導型保育事業(地域枠) ●補助要件 キャリアパス要件、福祉サービス第三者評価の受審、財務情報等の公表など ●負担割合 都10/10(認可保育所、認定こども園、認証保育所) 都1/2、区市町村1/2(上記以外)	
	6年度予算見積額	32,471,241千円	
	4年度実績(区市町村等)	—	
	その他	—	
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育助成担当	

【事業の個別説明】(保育人材)

25	事業名	保育従事職員宿舍借り上げ支援事業
	事業開始	平成26年度
	実施主体	区市町村への補助
	対象	—
	事業内容(目的・概要等)	保育従事職員用の宿舍の借り上げを行う事業者に対して、区市町村が経費を支出した場合に、その一部の補助を行うことにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を図る。 (1)国庫活用事業 ●対象施設等:認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている区市町村が実施する認可保育所もしくは地域型保育事業への移行を前提として、整備費・改修費または賃借料の国庫補助を受けている認可外保育施設、企業主導型保育事業 ●対象者:採用されてから6年以内の常勤保育士(ただし、待機児童数及び保育士の有効求人倍率により、5年以内の場合あり) ●補助基準額等:1戸あたり82,000円/月 ●負担割合:国1/2、都1/4、区市町村1/8、事業者1/8 (2)都単事業(国庫活用事業の対象者を除く。) ●対象施設等:認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている区市町村が実施する認可保育所もしくは地域型保育事業への移行を前提として、整備費・改修費または賃借料の国庫補助を受けている認可外保育施設、企業主導型保育事業、認証保育所、定期利用保育事業、家庭的保育(都制度)、病児保育事業(病児対応型、病後児対応型) ●対象者:常勤保育従事職員(採用されてからの年数制限なし) ●補助基準額等:1戸あたり82,000円/月 ●負担割合:都3/4、区市町村1/8、事業者1/8
	6年度予算見積額	12,988,738千円
	4年度実績(区市町村等)	23区26市3町1村 ※八王子市も独自に実施
	その他	※国庫活用事業を実施する場合は「保育対策総合支援事業費補助金(国事業)である保育士宿舍借り上げ支援事業」への申請が必要。 ※国庫活用事業の採用年数については国事業との整理が必要
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育人材担当

26	事業名	保育サービス推進事業・保育力強化事業	拡 充
	事業開始	平成27年度	
	実施主体	東京都・区市町村	
	対象	—	
	事業内容(目的・概要等)	【保育サービス推進事業】 保育所等の特性と創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民の多様な保育ニーズに対応した福祉サービスの確保と、利用者の福祉の向上を図る。 ●対象事業:認可保育所(社会福祉法人等)、認定こども園(全類型。ただし、1号認定を除く。)、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業(国制度)、居宅訪問型保育事業 ●負担割合:都10/10(認可保育所、認定こども園) 都1/2、区市町村1/2(上記以外) 【保育力強化事業】 特別保育事業(障害児保育、アレルギー児対応等)の推進や認証保育所独自の取組など、地域の実情に応じた取組を支援する。 ●対象事業:認証保育所、家庭的保育事業(都制度等)、定期利用保育事業(一時施設・専用施設のみ)、一時預かり事業(緊急一時預かり)、多様な他者との関わりの機会の創出事業 ●負担割合:都10/10(認証保育所) 都1/2、区市町村1/2(上記以外)	
	6年度予算見積額	16,366,397千円	
	4年度実績(区市町村等)	—	
	その他	子供家庭支援区市町村包括補助事業の保育サービス推進事業及び保育力強化事業については、令和元年度から個別事業化。	
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育助成担当	

【事業の個別説明】(保育人材)

27	事業名	子供家庭支援区市町村包括補助事業 (研修参加代替職員確保補助事業)	拡 充
	事業開始	令和2年度	
	実施主体	区市町村への補助 【補助率1/2】	
	対象	—	
	事業内容(目的・概要等)	保育所等職員の研修受講に当たり、代替職員の確保等に要する費用を区市町村を通じて補助することにより研修機会を確保し、保育所等の質の向上を図る。 ●対象経費:①保育所等 保育士等キャリアアップ研修、区市町村主催の研修、その他区市町村が認める研修 ②認可外保育施設 東京都福祉保健財団が実施する「認可外保育施設職員テーマ別研修」、区市町村主催の研修、その他区市町村が認める研修 ●補助基準額:①保育所等 1施設当たり 32,000円×職員数を上限(年額) ②認可外保育施設 1人1日当たり 32,000円を上限(年額) ●負担割合:都10/10(令和8年度まで。以降は都1/2、区市町村1/2)	
	6年度予算見積額	子供家庭支援区市町村包括補助事業	
	4年度実績(区市町村等)	—	
	その他	—	
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育助成担当	

28	事業名	子育て支援員研修	拡 充
	事業開始	平成27年度	
	実施主体	東京都が委託して実施	
	対象	—	
	事業内容(目的・概要等)	保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、各事業等に従事するために必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、子育て支援員の養成と質の担保を図る。 (受講定員: 3,700 人)	
	6年度予算見積額	121,540千円	
	4年度実績(区市町村等)	—	
	その他	—	
	所管部署	子供・子育て支援部企画課子供・子育て支援担当	

【事業の個別説明】(保育人材)

29	事業名	保育士養成施設に対する就職促進支援事業
	事業開始	平成28年度
	実施主体	東京都から指定保育士養成施設への補助
	対象	都内指定保育士養成施設
	事業内容(目的・概要等)	養成施設を卒業予定の学生に対する保育所等への就職を促すための取組を積極的に行っている養成施設に対し、当該取組の結果、保育所等に勤務することとなった学生が増加した割合に応じ、就職促進のための費用を助成することで新卒者の保育所等への就職促進を図る。 ●基準額等 ①保育所等への就職内定の割合が、前年の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに265千円 ②人口減少地域である過疎地域や離島などに所在する保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該保育所等への就職割合と比較し、2%増加するごとに265千円 ※施設ごとに①か②いずれかを選定できる。 ●実施要件 ①リアリティショックに対応するための講座の開講、②卒業予定者と保育士として現場で活躍する養成施設卒業生(OB・OG)との交流会の開催、③卒業予定者を対象とした就職説明会、④その他卒業予定者の対象施設就職促進のための取組の実施など
	6年度予算見積額	530千円
	4年度実績(区市町村等)	1施設
	その他	—
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育人材担当

30	事業名	子供家庭支援区市町村包括補助事業 (地域における保育力アップ推進事業)
	事業開始	令和元年度
	実施主体	区市町村への補助【補助率1/2】
	対象	—
	事業内容(目的・概要等)	保育の質の確保・向上を図るため、保育所間交流や園長会における意見交換など、地域交流の推進に向けた取組を支援する。 ●対象対象経費:園長会の企画・運営、公開保育、職員交流、関係機関と連携した研修等の実施に要する経費 ●補助基準額:1区市町村当たり3,000千円 ●負担割合:都1/2、区市町村1/2
	6年度予算見積額	子供家庭支援区市町村包括補助事業
	4年度実績(区市町村等)	2区5市
	その他	—
	所管部署	子供・子育て支援部保育支援課保育人材担当

【事業の個別説明】(児童人材)

31	事業名	児童養護施設等職員宿舍借り上げ支援事業	拡 充
	事業開始	令和元年度	
	実施主体	社会福祉法人等	
	対象	児童養護施設、乳児院及び自立援助ホーム	
	事業内容(目的・概要等)	児童養護施設等を運営する事業者が、職員用の宿舍を借り上げた場合に、借り上げ経費の一部を補助することにより、人材の確保と定着を図る。 ●対象者:採用されてから10年目までの職員 ●補助基準額:1戸あたり月82,000円 ●負担割合:(1)都7/8、事業者1/8 (2)都1/2、事業者1/2 ※(1)は次の要件を満たす場合 ①宿舍は施設から10km圏内とすること ②災害時に他施設児童の受入れに協力すること	
	6年度予算見積額	271,732千円	
	4年度実績(区市町村等)	60,446千円	
	その他	—	
	所管部署	子供・子育て支援部育成支援課児童施設担当	

32	事業名	社会的養護処遇改善加算対応研修
	事業開始	平成30年度
	実施主体	東京都(社会福祉法人東京都社会福祉協議会へ委託)
	対象	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設の職員
	事業内容(目的・概要等)	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に勤務する各専門職種職員やユニットリーダー等の人材確保及び育成を図るため研修を実施し、問題を抱える児童の増加に対応できる体制を確保することを目的とする。
	6年度予算見積額	15,459千円
	4年度実績(区市町村等)	11,462千円
	その他	—
	所管部署	子供・子育て支援部育成支援課児童施設担当

【事業の個別説明】(児童人材)

33	事業名	児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業
	事業開始	(1)平成22年度 (2)平成27年度
	実施主体	(1)東京都(東社協へ委託) (2)施設設置者
	対象	(1)児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、婦人保護施設、婦人相談所(一時保護所含む。)の職員 (2)児童養護施設等の職員人材確保事業 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設
	事業内容(目的・概要等)	(1)児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業 ア 短期研修 各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、入所児童に対するケアの充実を図る。(おおむね3～4日程度の宿泊研修) イ 長期研修 1～3か月程度、児童養護施設等の職員を障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等に派遣し、専門性の共有化のための実践研修を行う。 ウ 小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた研修 児童養護施設等が小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等を進める上で、必要な人材を育成するための研修を開催する。 (2)児童養護施設等の職員人材確保事業 ア 学生(実習生)への指導 実習生を指導する職員にあたる職員の代替職員を雇うことにより、実習生に対する丁寧な指導を行い、将来の人材確保を図る。 イ 学生(実習生)の就職促進 実習生を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。
	6年度予算見積額	88,072千円
	4年度実績(区市町村等)	(1)19,126千円 (2)58,945千円
	その他	—
	所管部署	子供・子育て支援部育成支援課児童施設担当

【事業の個別説明】(児童人材)

34	事業名	児童養護施設等体制強化事業
	事業開始	令和2年度
	実施主体	東京都から児童養護施設等への補助
	対象	児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)
	事業内容(目的・概要等)	・児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者(以下「補助者」という。)を雇い上げることで、直接処遇職員の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。 ・児童指導員等の勤務環境改善に取り組んでいる施設に対し、補助者の雇上げやスーパーバイザーの活用に必要な費用の一部を補助する。 ・指導員等をを目指す者の配置1人当たり4,079千円 ・補助職員の配置1か所当たり4,079千円 ・スーパーバイザーによる支援を受ける施設1か所当たり547千円 ・国:1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市:1/2 国:1/2、都道府県:1/4、市及び福祉事務所設置町村:1/4(市及び福祉事務所設置町村が実施する場合)
	6年度予算見積額	419,800千円
	4年度実績(区市町村等)	新宿区
	その他	—
	所管部署	子供・子育て支援部育成支援課児童施設担当

35	事業名	児童養護施設等における業務負担軽減のためのICT化推進事業	新 規
	事業開始	令和6年度	
	実施主体	東京都から児童養護施設等への補助	
	対象	児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	
	事業内容(目的・概要等)	(1) 児童養護施設等職員の業務において負担となっている書類作成等の業務についてICT化を推進することにより、業務負担軽減を図る。 ■補助基準額: 上限100万円 ■負担割合: 国1/2、都1/4、事業者1/4 ■対象経費: PC・タブレット・公用スマホの導入 等 (2) 求職者への訴求力の高いホームページ等コンテンツ委託経費を補助することにより、児童養護施設等の人材確保策を支援する。 ■補助基準額: 上限100万円 ※各施設1回限り ■負担割合: 都3/4、事業者1/4 ■対象経費: 人材確保に係るホームページ作成(改修)等委託経費	
	6年度予算見積額	98,965千円	
	4年度実績(区市町村等)	—	
	その他	—	
	所管部署	子供・子育て支援部育成支援課児童施設担当	